

令和7年1月 28 日招集

第 20 回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第 20 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和7年1月 28 日午後3時 30 分から下記議案審議のため第 20 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 49 号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 50 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について
- 第 51 号議案 令和7年度農作業等の協定料金原案作成の付託について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	5番 今井和幸 君	6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	9番 小林裕一 君
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
	17番 吉村陽介 君	18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

16番 山田喜良 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君

下条2番 坂上嘉一郎 君 七谷1番 小柳修一 君

須田1番 小林 健 君 須田2番 高橋正明 君

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂2番 飯岡大介 君 下条1番 井上長治 君 七谷2番 田浦 久 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 太田憲之 君 次 長 長谷川健一 君

議長(加茂重夫君)

みなさんあけましておめでとうございます。令和7年も今年1年よろしく願い申し上げます。

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、16番 山田 喜良君であります。

ただ今の出席農業委員数は、18名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第20回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂2番飯岡大介君、下条1番 井上長治君、七谷2番 田浦久君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

4番 西村修市君、5番 今井和幸君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第49号議案

「農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の1ページをお開きください。

【議案第49号朗読後説明】

第49号議案は、現在両親と同居していますが、両親の土地を借りて住宅を建築するために許可申請が行われたものです。配布資料の第49号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。申請地は、八幡地内に所在しています。資料2ページの案内図をご覧ください。申請地は、長瀬神社の近くに所在しています。資料の3ページは、申請地付近の更正図です。資料4ページが、利用計画図となりますのでご覧ください。計画では住宅を新築する計画となっています。

この申請の内容を農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画法の規定により定められた都市計画で、第一種住居地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され転用可能な農地です。

次に「一般基準」について、確認します。

議 長(加茂重夫君)

2番(木村雅一君)

議 長(加茂重夫君)

議 長(加茂重夫君)

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると融資で対応する計画となっており、金融機関が発行した事前審査結果のお知らせで事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定日以降の2月から工事期間が設定されており、許可後すぐに着工する見込みであることが確認できることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、転用面積と車庫の建築面積及び利用図の配置からみて、過剰な転用面積ではないと考えられ、妥当と判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、雨水は既存の側溝に接続し、生活排水は公共下水道に接続することとしています。周辺に農地は無く、計画通り事業が実施された場合は、周辺への支障は生じないものと判断できます。

以上によりまして、当該案件は転用許可基準をすべて満たしていると考えられます。説明は以上でございます。

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

2番 木村雅一委員。

2番 木村です。

1月16日に飯岡委員と現地の調査を行ってまいりましたので、その内容をご報告します。

第49号議案の申請地について報告します。

当日は降雪のため、降雪前の写真と現地の境界を確認してきました。申請地は作付けされていませんでした。隣地の市道とは側溝で区分されており、排水は公共下水道に接続、雨水は隣接する側溝に接続され放流されて予定となっています。周辺に農地は無く、計画通りの適切な施工が行われた場合には、事業実施によって営農条件に支障を及ぼすことは無いと考えられ、許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第50号議案

「農用地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局(太田憲之君)

なお、[]は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(※[]退席)

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の2ページをお開きください。

【議案第50号朗読後説明】

「農用地利用集積計画令和7年2月10日公告」の内容につきましては、配布資料の第50号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。 それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いいたします。

(※[]着席)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第51号議案

「令和7年度農作業等の協定料金原案作成の付託について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の3ページをお開きください。

【議案第51号朗読後説明】

配布資料の第51号議案関係資料をご覧ください。

1ページ目は、昨年2月の農政部会で原案を作成し、総会の議決を経て決定した農作業等料金の一覧表となっています。農政部会での審議の結果、令和5年度と比べると据え置き料金もございますが、全体的に5%程度値上げさせて

議 長(加茂重夫君)

9番(小林裕一君)

議 長(加茂重夫君)

9番(小林裕一君)

議 長(加茂重夫君)

事務局(太田憲之君)

議 長(加茂重夫君)

事務局(太田憲之君)

いただきました。農機具の価格が令和 4 年度、5 年度いずれも 5%ほど値上げされているのを踏まえ、その上昇率に見合う分値上げしたものです。

資料2ページ目は、近隣市町の令和 6 年度の改定状況をまとめた表になっています。資料3ページ目は、農作業料金改定の判断の参考としていただく諸データを掲載したものです。

以上の資料を参考に農政部会でご審議いただき、2月定例総会時に令和7年度農作業等の協定料金の原案を報告いただく予定です。

説明は以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

はい。9 番小林です。

小林委員。

9番小林です。この一番下の日付ですが、令和 6 年 2 月 28 日となっていますがどうなのでしょう。

事務局。

はい。これは昨年表です。令和 7 年はこれから 2 月に農政部会を開催し、2 月の総会で決めていただきます。先ほどの説明は昨年の審議の結果令和 5 年と 6 年比較して5%程度値上げしましたということです。7年度はこれから農政部会で審議していただきます。

他にご質問ご意見はございませんか

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、令和7年度農作業等の協定料金原案作成については、農政部会に付託することに決定いたしました

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午後3時 47 分)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の4ページをお開きください。

【報告第1号朗読】

これは、法務局に農地から農地以外の地目に変更する登記申請が行われた際に、農地転用の許可の有無及び転用事業の実施状況について不明瞭な部分があった場合に、登記官から農業委員会に対し照会が行われるものです。農業委員会に登記官からこの照会があった場合は、農業委員等と事務局職員で現地調査を行い、照会から回答までの期限が2週間以内とされているため、総会の開

	催日程の都合等により適時に行なうことができない場合は、事務局長が法務局へ調査結果を報告することが通例となっています。 このたびについては、回答期限が定例総会開催前でしたので、事務局長名で報告することとし、1月 17 日に坂上農地部会長、飯岡農地部会長代理、近藤委員から調査をお願いいたしました。 それでは、配布してある報告第1号資料「農地等の現況に係る照会に対する回答書」の1ページ目をご覧ください。 照会のあった旧加茂西小学校付近で県道新潟・小須戸・三条線及び市道に面している土地です。2ページをご覧ください。案内図です。色塗られている位置が照会のあった土地です。 資料3ページが更正図となっております。 現況調査の結果、住宅が建築されており、2筆共に非農地であると判断されたことから、非農地として報告いたしました。4ページが調査表、5ページが法務局への回答となっています。 【報告第2号朗読】 【報告第3号朗読】 以上です。
議 長(加茂重夫君)	報告第1号については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。
8 番(坂上辰彦君)	8番 坂上辰彦委員。 8番坂上です。 それでは、報告第1号関係資料の4ページに調査表がありますのでご覧ください。 調査は飯岡委員、近藤委員と共に、1月17日に行ってきました。 登記官から照会のあった土地は、県道に面した住宅の一部でした。周囲に農地はありませんでした。宅地の一部として利用していることから農地として利用できる状態ではないと判断できました。 以上の調査の内容から、農地としての再生が困難な非農地であると判断して参りました。 以上であります。
議 長(加茂重夫君)	事務局及び現地調査の報告が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
14 番(飯岡佐治雄君)	はい、14 番飯岡です。
議 長(加茂重夫君)	飯岡委員。
14 番(飯岡佐治雄君)	自分が質問するのもおかしいのですが、4 ページの表の一番右の買受適格者証明の要否がするような場合はあるのですか。
議 長(加茂重夫君)	事務局。
事務局(太田憲之君)	農地であると判断した場合、農地を買うには条件がありますのでいることになります。

議 長(加茂重夫君)

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和6年12月26日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

【議案12 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第20回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午後4時1分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

4 番 委 員

.....

5 番 委 員

.....